

令和7年9月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和7年9月25日（木）

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1番 小林 孝幸		
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

2. 欠席委員

2番 楠田 孝夫

3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

8番 谷村 英里子 9番 村川 浩記

第2 提出議案

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第26号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について

「異議なし」により可決承認

議案第27号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について

「異議なし」により可決承認

議案第28号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和7年9月25日(木) 午前10時30分 開会

- 溝上係長 ただいまから令和7年9月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 溝上係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務につ
いて、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 溝上係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。
本日の会議録署名委員は
「8番 谷村委員」「9番 村川委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。
議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番
を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 溝上係長 (別紙資料 議案第25号の申請番号1番を朗読し説明する。)
1番の申請ですが、譲渡人が近隣に住んでおらず管理が出来ないため、譲渡を検
討していたところ、周辺の苗木育成地を所有しており、その土地と一体して苗木の
販売を行いたい譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされていま
す。
譲受人はこれまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続
するとあります。また、地域のやり方に従い営農を開始し、周囲の迷惑にならない
ようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問
題ないかと思えます。
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思えます。
折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島委員」をお願いします。
- 田島委員 はい、5番 田島です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。
- 川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第25号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続きまして**議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第25号の申請番号2番を朗読し説明する。)

2番の申請ですが、譲受人が経営規模拡大を検討していたところ、譲渡人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。

譲受人はこれまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を適格に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。
宿地区の担当委員である「6番 増田委員」をお願いします。

増田委員

はい、6番 増田です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第25号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして**議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号3番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第25号の申請番号3番を朗読し説明する。)

3番の申請ですが、現在、申請地は譲受人が譲渡人から使用貸借し耕作していますが、譲受人が周辺の農地を所有しており、今後も耕作していく予定のため、農地法第3条の申請をされています。

譲受人はこれまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を適格に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。
村木地区の担当委員である「13番 西委員」をお願いします。

西委員

はい、13番 西です。申請地は割田になっており、周囲の農地は譲受人が耕作されています。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号3番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第25号の申請番号3番は、許可することにいたします。

続きまして**議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号4番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第25号の申請番号4番を朗読し説明する。)

4番の申請ですが、譲渡人が申請地を相続した後に管理が困難なため売却を検討していたところ、野菜を耕作したい譲受人と思惑が一致し、農地法第3条の申請をされています。

譲受人はこれまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を適格に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。
田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」をお願いします。

高尾委員

はい、7番 高尾です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

村川委員

隣接する土地の地目は何でしょうか。

溝上係長

宅地となっています。

村川委員

そしたら今回の申請は農地としてということによいのでしょうか。

溝上係長

現在も野菜を耕作していますし、今後も畑として利用を続けていくので農地として3条申請になります。

川島会長

それではお諮りします。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号4番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第25号の申請番号4番は許可することにいたします。

続きまして**議案第26号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」**、及び**議案第27号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」**を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第26号について読み上げて説明する。)

今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、〇〇郷〇〇他合計75筆で、面積は、合計128,204㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇郷〇〇さん他19名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田となっています。

期間はすべて令和7年12月10日からで、10年間の令和17年12月9日までが75筆となっています。

(別紙資料 議案第27号について説明する。)

次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計75筆で、面積は、合計128,204㎡となります。利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷〇〇さん他15名で、種別・利用目的は新規・水田となっています。

期間はすべて令和7年12月10日からで、10年間の令和17年12月9日までが75筆となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

審議に入りますが、利用権設定を受ける者の中に「〇〇委員」、「〇〇委員」、「〇〇委員」が入っており、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に基づき、議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員退室)

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

川島会長

今年の4月から賃借料を改定しましたが、利用料が下がったというケースはありますか。

田中推進委員

波佐見町は使用貸借が多く、賃借の場合も本人さんに聞いて両者の意見を確認しながら手続きを進めていますので特に問題なく進んでいます。

川島会長

それではお諮りいたします。議案第26号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第27号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第26号及び議案第27号については、承認することといたします。

〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員入室)

川島会長

続きまして、**議案第28号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」**を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第28号について読み上げて説明する。)

これまでのいきさつですが、令和元年に全国で連続して発生しました、農業委員会会長が農地転用のために虚偽の申請を行った農地法違反の疑い事案と、農地転用を巡り現金を受け取った収賄の疑いで逮捕された事案を受け、令和元年11月に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。また、令和2年度以降、全国農業委員会会長大会において「綱紀保持の取り組みの徹底」が決議されています。農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、適正に農地制度を運用するとの趣旨に則り、同様の事案が発生しないよう、各農業委員会においても、毎年、法令遵守の徹底と綱紀保持の取組を実施するよう長崎県農業会議より依頼があっていることから、今回、申し合わせ決議をするものです。

以上、ご審議方よろしくお願ひします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

田島委員

どのような事案だったのでしょうか。

溝上係長

令和元年10月に農業委員会会長の逮捕事案が続けて2件発生しました。

1件目は奈良県安堵町において、農地転用し開発を計画していた農地について、営農目的とした嘘の許可申請書を町農業委員会へ提出し土地の権利移動の許可を得て、転用時に必要な県への申請を行わずに農地を取得した疑いです。

2件目は大分県別府市において、約15haの農地転用が必要な施設の建設計画に絡み、農業委員会会長が農地法上の手続きをしないまま、業者に対し工事の許可を出したあと、その見返りとして、農業委員会会長が業者から数十万円の賄賂を受け取った収賄の疑いとのことでした。

川島会長

それではお諮りします。議案第28号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第28号は許可することにいたします。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会9月定例総会を閉会します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。